

第5部 推進体制

1 理解と参画に向けた体制づくり

(1) 障害のある人の参画支援

障害のある人が生涯のあらゆる段階において能力を最大限発揮し、地域社会の中で自立して生活できるよう、物理的、制度的、社会的なバリアをなくし、障害のない人と同じように生活し、自分らしい活動に参画できる社会を築くためのさまざまな支援を進めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人が地域で生活していくためには、地域社会の理解が鍵となります。府中市ではさまざまな機会を通して障害のある人への理解や人権啓発等を進めているほか、地域交流の促進を行ってきました。

今後は幅広い年代の市民が理解を深め、障害のある人とともに生きる意識を醸成していくため、よりいっそうの事業を展開し、理解促進を図ります。

また、災害時の障害のある人の安全にも日頃からの地域との連携体制が重要です。町会・自治会をはじめ、各種地域団体や近隣住民との交流により、理解を深め、障害のある人が暮らしやすい地域社会づくりを進めます。

2 当事者、家族、支援者のネットワークの展開

当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動しているすべての障害者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO、民間福祉団体、ボランティアなどさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成、確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

3 新たな体系に基づく推進体制の確立

(1) 相談体制の充実

新たな体系に基づく相談事業が展開されています。

今後は、市や社会福祉協議会での相談事業に加え、地域生活支援センターの機能の充実を通して、地域に密着した体制を構築することにより、一層きめ細かな相談と情報提供ができるよう、配慮します。

(2) 地域自立支援協議会の設置・運営

平成19年4月からスタートする地域自立支援協議会では、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行うこととなっています。協議会の運営にあたっては、事業評価などが中立的に行われるよう配慮をしていきます。

(3) 障害認定審査会の充実

審査会では、調査員による個別の調査項目及び医師の意見をもとに、障害程度区分を認定しています。

運営にあたっては、審査会委員への情報提供や研修を継続的に行うとともに、連絡会等を開き、認定審査の質の向上を図ります。また、サービス給付の重点化、公平化、制度の効率化及び透明化を図ります。

(4) 高次脳機能障害・発達障害のある人への対応

高次脳機能障害・発達障害については、東京都の地域生活支援事業の中で相談支援事業が実施されています。

今後は、東京都との連携を図りながら積極的に対応していきます。

(5) 障害福祉計画の推進機関の設置

障害福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関を設置することが必要です。推進機関の設置にあたっては、地域自立支援協議会や「障害者計画」の推進機関との統合を含め検討します。